

旭川市随意契約の公表について

地方自治法施行令第167条の2第1項第3号の規定に基づく随意契約を行うので、旭川市契約事務取扱規則第16条の3第2項の規定により公表します。

令和7年3月25日

旭川市長 今 津 寛 介

1 契約の名称及び概要

(1) 契約の名称 旭川市子ども総合相談センター清掃業務

(2) 契約の概要

ア 業務内容

旭川市子ども総合相談センター内の清掃業務

イ 履行期間

令和7年4月1日から令和10年3月31日まで

ウ 発注部局及び問合せ先

旭川市10条通11丁目 旭川市子ども総合相談センター

旭川市子育て支援部旭川市子ども総合相談センター

電話 0166-26-5500

2 契約の相手方の選定基準

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律第5条第11項に規定する障害者支援施設であって、旭川市内で活動し、清掃業務の実施を可能としている就労継続支援A型事業所

3 契約の相手方の決定方法

2により、障害福祉課が公表する「障害者優先調達推進法に基づく調達に対応可能な施設一覧」に登載されている事業所であって清掃作業等に該当する事業者及び当該一覧に登載されていない事業所に対し、本業務の履行の可否を電話連絡により確認した結果、本業務の履行が可能である事業所は、社会福祉法人鷹栖共生会のみであったため、当該1者から見積書を徴取し、その見積金額が予定価格の制限の範囲内であった場合、契約を締結する。